

徳島県告示第百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
レリーブ株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	トマト調剤薬局上板店	板野郡上板町西分字君ノ木七番三	介護予防居宅療養管理指導	令和七年一月八日	令和七年一月二十四日
医療法人三輝会	同 南田宮四丁目三番九号	稲山病院	徳島市南田宮四丁目三番九号	同	令和六年十二月二十七日	同 三十一日
医療法人中谷医院	名西郡神山町神領字西野間一一一	中谷医院	名西郡神山町神領字西野間二二二	介護予防短期入所療養介護	同 二十三日	同 二月一日